

1. 工事に関連する法令等及び質問&回答

I. 工事に関する法律等

- (1) 公共工事入札及び契約の適正化の促進に関する法律関係
- (2) 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（抜粋）
- (3) 公共工事入札及び契約の適正化の促進に関する法律のQ & A

II. 公共工事の品質確保の促進に関する法律等

- (1) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（抜粋）
- (2) 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（抜粋）
- (3) 公共工事の品質確保の促進に関する法律等Q & A
- (4) 発注関係事務の運用に関する指針

III. 建設業法

1. 第1章 総則

- (1) 目的（法第1条）
- (2) 適用範囲
- (3) 建設工事（法第2条第1項）
 - (a)「建設工事」とは
 - (b)建設工事の内容及び建設工事の例示
 - ①建設工事の内容及び例示
 - ②現段階に建設工事の内容
 - (c)土木一式工事及び建築一式工事
- (4) 建設業法関連に関する用語

2. 第2章 建設業の許可

- (1) 建設業許可関係(法第3条)
- (2) 一般建設業許可(法第5条)
- (3) 特定建設業許可（法第15条）
- (4) 下請契約の締結の制限（法第16条）

3. 第3章 建設工事の請負契約

- (1) 建設工事の請負契約の原則（法第18条・第19条）
- (2) 建設工事の請負契約の原則
- (3) 附帯工事の請負
- (4) 一括下請けの禁止（法第22条）
- (5) 請負契約とみなす場合（法第24条）
- (6) 下請請負人の意見の聴衆（本法第24条の2）

- (7) 下請負人に対する特定建設業者の指導等（法 24 条の 6）
- (8) 施工体制台帳及び施工体系図の作成等（法第 24 条の 7）
- (9) 社会保険の概要
 - (a) 厚生年金保険
 - (b) 健康保険
 - (c) 雇用保険

4. 第 4 章 施工技術の確保

- (1) 施工技術の確保（法第 25 条の 27）
 - (a) 施工技術の確保の目的
 - (b) 「施工技術」とは
 - (c) 「施工技術の確保」とは
 - (d) 建設工事の適正な施工を制度的に確保するために
 - (e) 専任で置かなければならない監理技術者は
- (2) 主任技術者及び監理技術者の設置等（法第 26 条）
 - (a) 主任技術者及び監理技術者の設置等の目的
 - (b) 建設業の許可の基準
 - (c) 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは
 - (d) 第 2 項は
 - (e) 建設工事の適正な施工を確保するため
 - (f) 第 3 項により
- (3) 主任技術者及び監理技術者の職務等（法第 26 条の 3）
- (4) 専門技術者の配置とは

5. 共同企業体

- (1) 共同企業体の形態
- (2) 共同企業体の施工方式
- (3) 共同企業体における技術者の配置
- (4) 共同企業体における代表者の選定方法とその出資比率

6. 建設業法通達

※監理技術者制度運用マニュアルについて（抜粋）

7. 発注者及び受注者における建設業法令遵守ガイドライン（抜粋）

- (1) 見積条件の提示（建設業法第 20 条第 3 項）
- (2) 書面による契約締結
 - (a) 当初契約（建設業法第 19 条第 1 項、第 19 条の 3）
 - (b) 追加工事に伴う追加・契約変更（建設業法第 19 条 2 項、第 19 条の 3）
 - (c) 工期変更に伴う契約変更（建設業法第 19 条 2 項、第 19 条の 3）
- (3) 不当に低い発注金額（建設業法第 19 条の 3）
- (4) 指値発注（建設業法第 19 条 1 項、第 19 条の 3、建設業法第 20 条第 3 項）
- (5) 不当な使用資材等の交友強制（建設業法第 19 条の 4）

(6) やり直し工事（建設業法第 19 条第 2 項、第 19 条の 3）

(7) 支払（建設業法第 24 条の 5）

8. 建設業法に関連する Q & A

(1) 第 2 章 建設業の許可

(2) 第 3 章 建設工事の請負契約

(3) 社会保険等(一人親方・個人事業主)

(4) 第 4 章 施工技術の確保

(a) 元請：特定建設業者の責務

(b) 一括下請（丸投げ）

(c) 下請け契約

(d) 共同企業体 Q & A

(5) 現場代理人

IV. 労働法

(1) 労働安全衛生法等に関する用語

(2) 統括安全衛生責任者

(3) 元方安全衛生管理者

(4) 安全衛生責任者

(5) 安全衛生推進者

(6) 作業主任者

(7) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律

(8) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

V. 環境関連法令

(1) 環境基本法

(2) 建設リサイクル法廃棄物の再資源化等進等に関する基本方針

(3) 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材

(4) 建設リサイクル Q & A

2. 監督・検査に関連する法令等・契約履行の確保・国土交通省における

検査の体系及び工事請負契約約款と公共建築工事標準仕様書の修得編

I. 監督・検査に関連する法令等の修得

1. 地方公共団体に対する法的根拠
 - (1) 地方自治法（契約履行の確保）
 - (2) 地方自治法施行令（監督又は検査の方法）
 - (3) 地方自治法（職員の賠償責任）
 - (4) 地方自治法 財務（会計年度及びその独立の原則）
 - (5) 地方自治法施行令（歳出の会計年度所属区分）
2. 政府契約の支払遅延防止に関する法律
3. 民法における期間の定めに関する規定

II. 契約履行の確保

1. 地方公共団体の締結する契約
 - (1) 契約の意義
 - (2) 契約自由の原則とその制限
2. 契約の締結方法
3. 契約書等
 - (1) 契約書
 - (2) 契約確定の意義
4. 契約書の作成と省略等
 - (1) 契約書の作成
 - (2) 契約書作成の省略
5. 契約の変更
 - (1) 契約の更改
 - (2) 契約内容の変更
 - (3) 契約金額の変更（増額）
6. 契約変更（条件変更・計画変更）
 - (1) 契約変更と契約同一性
 - (2) 契約変更
 - (3) 延長違約金と工期延期
7. 契約変更
 - (1) 条件変更
 - (2) 計画変更
 - (3) 契約金額の変更
8. 延長違約金と工期延期

- (1) 工期
- (2) 工事の遅延
- (3) 遅延違約金

Ⅲ. 監督・検査業務上心得ておくべき事項

1. 監督・検査制度の必要性
2. 監督・検査に関する法律による規定
3. 監督・検査の意義
4. 必要な監督・検査の意味
5. 監督職員の指示及び承諾
6. 指導的監督
7. 検査とその種類
8. 検査の方法
9. 監督・検査の委託
10. 検査の事後処理
 11. 検査職員と監督職員との関係
 12. 検査の時期
 13. 検査職員の責任と権限
 - (1) 検査職員の責任と権限
 - (2) 支出負担行為
 - (3) 検査職員の心得
 14. 地方自治法による検査の合否の判定
 15. 完成検査等の受検に当たって

Ⅳ. 国土交通省における検査の体系

1. 会計法に基づく検査（工事検査）
2. 品格法に基づく技術的基準（技術検査）
 - (1) 地方整備局工事技術検査要領等（土木工事及び営繕工事共通）
 - (2) 地方整備局営繕工事検査基準（案）
 - (3) 地方整備局営繕工事技術検査基準（案）

Ⅴ. 工事請負契約約款と公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編)の修得

1. 公共工事に関する標準請負契約約款
2. 契約約款と公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編) 1章各章共通事項) との関り
3. 工事請負契約書の修得
4. 契約約款の解説と公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編) の修得

3. 工事検査・技術検査及び契約内容の修得編

I. 工事検査及び技術検査

1. はじめに
2. 公共工事に求められる品質
3. 品質管理とは
4. 用語

II. 工事検査及び技術検査の内容把握

1. 検査の種類と目的
2. 工事検査の目的と意義
3. 技術検査の目的と意義
4. 検査の役割と責任
 - (1) 検査職員の役割
 - (2) 検査の責任

III. 契約図書等の修得

1. 関連法令、工事標準請負契約約款及び公共建築(改修)工事標準仕様書
(機械設備工事編・電気設備工事編)の内容の修得
 - (1) 関連法令の修得
 - (2) 契約約款の修得
 - (3) 公共建築工事標準通仕様書(機械設備工事編・電気設備工事編)仕様書規定の内容把握
 - (a) 公共建築工事標準通仕様書(機械設備工事編)仕様書規定の内容把握は、資料 N0 4 参照
 - (b) 公共建築工事標準通仕様書(電気設備工事編)仕様書規定の内容把握は、資料 N0 5 参照
 - (c) 要求品質の修得
 - ①設備工事の品質・性能の修得
 - (d) 疑義に関する協議等の修得
 - (e) 設計変更の修得

IV. 契約図書の内容の把握

1. 契約図書の内容の把握
 - (1) 工事概要の把握
 - (2) 約の履行にあたって責任ある対応がなされているか
 - (3) 工事実施状況の把握
 - (4) 出来形の把握
 - (a) 設備工事
 - (5) 品質の把握
 - (a) 設備工事
 - (6) 適正な施行体制の把握
 - (7) 工事打合簿の処理内容

2. 契約関係図書（契約後提出されたもので拘束力のあるもの）の修得

(1) 実施工程表の修得

- (a) 稼働率及び社会的制約条件等の確認
- (b) 社会的制約条件
- (c) 作業稼働率の計算例
- (d) 工程管理曲線（進捗曲線又は出来高曲線）の確認
- (e) 建築工事実施工程（案）と設備工事の調整

(2) 施工計画書の修得

- (a) 施工計画書の目的
- (b) 施工計画の記載項目と契約約款との関係について
- (c) 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編・電気設備工事編) との関係
- (d) 総合施工計画書
- (e) 工種別施工計画書

(3) 施工図等の修得

V. 技術検査の実施

1. 関連法令等の確認

- (1) 建設業法等
- (2) 適正化法及びその他の法
- (3) 契約約款等
- (4) 施工体制

2. 公共建築(改修)工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編）の規定による細部の確認

- (1) 工程管理の確認
- (2) 材料管理の確認
- (3) 品質管理の確認
- (4) 出来形管理の確認
- (5) 工事施工状況の確認
- (6) 安全管理の確認
- (7) 施工管理の確認
- (8) 環境対策の確認
- (9) 現場作業環境の確認
- (10) 書類管理の確認
 - (a) 履行報告の確認
 - (b) 施工計画書の確認

3. 工程管理は、適切に実施されているか

4. 材料管理は、適切に実施されているか

(1) 営繕工事

- (a) 材料（機材）の検査
- (b) 材料（機材）の品質及び性能の試験

5. 品質管理は、適切に実施されているか

- (1) 各分野における品質
 - (a) 建築工事
 - (b) 設備工事
- (2) 品質管理資料から品質の確認
 - (a) 各分野における品質
 - ①設備工事
- (3) 品質管理資料と品質管理写真に突合せ
- (4) 品質の考え方
 - (a) 工程が安定しているとは
 - (b) 安定していない工程
 - (c) 品質特性
- (5) 試験等の結果が直接品質を証明できないものなど
 - (a) 現地で築造する構造物の品質
 - (b) 湿潤養生
 - (c) コンクリート構造物の強度とコンクリート圧縮強度試験結果
 - (d) 盛土の品質
 - (e) 工場製品の品質
 - (f) 破壊検査

6. 出来形管理は適切に行われているか

- (1) 建築工事
- (2) 設備工事
 - (a) 機械設備工事
 - (b) 電気設備工事
- (3) 出来形の確認
 - (a) 各分野における出来形
 - ①建築工事
 - ②設備工事
 - (b) 実地において形状寸法を確認
 - ①形状寸法の測定
 - ②設置位置の確認
- (4) 設備工事
 - (a) 建築工事
 - (b) 機械設備工事
 - (c) 電気設備工事
- (5) 建築改修工事における施工数量調査
- (6) 施工管理資料から出来形の確認
 - (a) 営繕工事
- (7) 出来形に係る他の資料から出来形確認
 - (a) 出来形管理写真から出来形確認
- (8) 施工管理資料と出来形管理写真の突合せ

7. 工事施工状況は、適切に実施されているか
8. 安全管理は適切に行われているか
9. 施工管理は、適切に行われているか
10. 環境対策は、適切に行われているか
11. 現場作業環境は、適切に行われているか

VI. 書面検査

1. 契約内容の確認
 - (1) 環境の把握
 - (2) 契約履行に伴う関係書類
2. 書面による契約図書及び契約関係図書の確認
 - (1) 契約図書及び契約関係図書の確認
 - (2) 関連法令、請負工事契約約款及び公共建築(改修)工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編) 履行状況の確認
 - (a) 工事打合せの確認
 - (b) 適正な施工体制の確認
 - (3) 契約関係図書(契約後提出されたもので拘束力のあるもの)の確認
 - (a) 施工計画書及び施工図の確認
 - (b) 実施工程表の確認
3. 書面による材料関係書類の確認
 - (1) 監督職員による証明
 - (2) 受注者による証明
 - (3) 書類の手続き
 - (4) 品質証明が適正でない場合
 - (5) 受注者の責任
4. 書面による一工程の確認関係の書類の確認
 - (1) 監督職員による証明
 - (2) 書類の手続き
 - (3) 証明が適正でない場合
 - (4) 受注者の責任
5. 書面による品質関係書類の確認
 - (1) 受注者による証明
 - (2) 品質管理の証明
 - (3) 書類の手続き
 - (4) 証明が適正でない場合
 - (5) 受注者の責任
6. 書面による出来形関係書類の確認(受注者による確認)
 - (1) 受注者による証明
 - (2) 出来形管理の証明
 - (3) 書類の手続き
 - (4) 証明が適正でない場合
 - (5) 受注者の責任
7. 書面による工事実施状況関係書類の確認
 - (1) 受注者による証明
8. 安全管理関係書類の確認
9. 環境対策関係書類の確認

10. 書面による工事実施状況関係書類の確認

11. 書類の整合性及び信頼性

- (1) 工事関係書類の書類間の整合性
- (2) 工事関係書類の信頼性
- (3) 書類等の偽造等

VII. 実地検査

1. 出来形の検査

- (1) 検査の手順
- (2) 検査の留意事項

2. 品質の検査

- (1) 検査の手順
- (2) 検査の留意事項
- (3) 機能・性能検査

3. 出来ばえの検査

4. 検査の合否判定(契約約款第 55 条(発注者の損賠償請求等))

- (1) 合格、不合格の判定基準
- (2) 修補

5. 国土交通省における合否の判定(土木工事の例)

- (1) 修補の指示
- (2) 修補の指示の種類と手続き

VIII. 工事成績評定

1. 請負工事成績評定要領に基づく評定

2. 工事成績評定の目安

- (1) 施工体制
- (2) 施工状況
- (3) 出来形及び品質
- (4) 出来ばえ

3. 工事成績評定実施要領のポイント

- (1) 出来形の考え方
- (2) 品質の考え方

4. 工事成績評定の活用

- (1) 評定と工事関係書類

4. 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)の内容確認

I. 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)の把握

1. 第1編 一般共通事項 第1章 一般事項
 - (1) 1節 一般事項
 - (2) 2節 工事関係図書
 - (3) 3節 工事現場管理
 - (4) 4節 機器及び材料
 - (5) 5節 施工
 - (6) 6節 工事検査及び技術検査
 - (7) 7節 完成図等
 - (8) 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
 - 1節 一般共通事項 第1章 一般事項
 - 6節 施工調査

II. 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)の試験の把握

1. 第2編 共通工事 第1章 一般事項
 - (1) 1節 総合試運転調整等
 - (2) 2節 配管工事 第9節 試験
2. 第3編 空気調和設備工事 第1章 機材 の試験
 - (1) 第1節 ボイラー
 - (2) 第2節 温水発生機
 - (3) 第3節 冷凍機
 - (4) 第4節 コージェネレーション装置
 - (5) 第5節 氷蓄熱ユニット
 - (6) 第7節 空気調和機
 - (7) 第10節 放熱器等
 - (8) 第12節 ポンプ
 - (9) 第13節 タンク及びヘッダー
3. 第4編 自動制御設備工事
 - (1) 第1節 機材 第6節 機材の試験
 - (2) 第2節 施工 第4節 総合試運転調整等
4. 第5編 給排水衛生設備工事 第1章 機材
 - (1) 第2節 ポンプ
 - (2) 第3節 温水発生器等
 - (3) 第4節 タンク
5. 第6編 ガス設備工事
 - (1) 第2章 都市ガス 第2節 施工 2.2.6 試験
 - (2) 第3章 液化石油ガス設備 第2節 施工 3.2.6 試験
6. 第7編 さく井設備工事
 - (1) 第2章 揚水井設備 第2節 試験及び報告第

III. 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)各編で規定されている施工等の把握

1. 第2編 共通工事 第1章 一般事項
 - (1) 第4節 配管施工の一般事項
 - (2) 第5節 管の接合
 - (3) 第6節 勾配、吊り及び支持

- (4) 第7節 埋設配管
- (5) 第8節 貫通部の処理
- 2. 第3編 空気調和設備工事 第2章 施工
 - (1) 第1節 機器の据付け及び取付け
 - (2) 第2節 ダクトの製作及び取付け
 - (3) 第3節 制気口及びダンパー
- 3. 第4編 自動制御設備工事 第2章 施工
 - (1) 第1節 自動制御機器の取付け
 - (2) 第2節 盤類の取付け
 - (3) 第3節 配線
- 4. 第5編 給排水衛生設備工事 第2章 施工
 - (1) 第1節 衛生器具
 - (2) 第2節 給排水衛生機器
- 5. 第6編 ガス設備工事
 - (1) 第2節 都市ガス 第2節 施工
 - (2) 第3節 液化石油ガス設備 第2節 施工
- 6. 第7編 さく井設備工事
 - (1) 第3章 地中熱交換井設備
 - (a) 第1節 機材及び施工
 - (b) 第2節 報告書
- 7. 第8編 浄化槽設備工事
 - (1) 第2節 現場施工型浄化槽 第2節 施工
 - (2) 第3節 ユニット型浄化槽 第2節 施工

5. 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)の内容確認

1. 公共建築(改修)工事標準仕様書(電気設備工事編) 第1編 一般共通事項 第1章 一般事項

- (1) 第1節 総則
- (2) 第2節 工事関係図書
- (3) 第3節 工事現場管理
- (4) 第4節 機器及び材料
- (5) 第5節 施工
- (6) 第6節 工事検査及び技術検査公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)

第1編 一般共通事項 第1章 一般事項 第5節 施工調査

(a) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 各編で規定されている試験等の把握

- ①第2編 電力設備工事 第1章 機材 第19節 機材の試験
- ②第3編 受変電設備工事 第1章 機材 第13節 機材の試験
- ③第4編 電力貯蔵設備工事 第2章 機材 第5節 機材の試験
- ④第6編 通信・情報設備工事 第1章 機材 第21節 機材の試験
- ⑤第7編 通中央監視盤制御設備工事 第1章 機材 第5節 機材の試験

(b) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)各編で規定されている施工の立会い及び試験

- ①第2編 電力設備工事 第2章 施工 第18節 施工の立会い及び試験
- ②第3編 受変電設備工事 第2章 施工 第3節 施工の立会い及び試験
- ③第4編 電力貯蔵設備工事 第3章 施工 第3節 施工の立会い及び試験
- ④第6編 通信・情報設備工事 第2章 施工 第28節 施工の立会い及び試験
- ⑤第7編 中央監視盤制御設備工事 第2章 施工 第3節 施工の立会い及び試験

(c) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)各編で規定されている施工の把握

- ①第2編 電力設備工事 第2章 施工
 - ①-1 第1節 共通事項
 - ①-2 第2節 金属管配線
 - ①-3 第3節 合成樹脂管配線 (PF管、CD管)
 - ①-4 第4節 合成樹脂管配線(硬質ビニル管)
 - ①-5 第5節 金属製可とう電線管配線
 - ①-6 第6節 ライティングダクト配線
 - ①-7 第7節 金属ダクト配線
 - ①-8 第8節 金属線び配線
 - ①-9 第9節 バスダクト配線
 - ①-10 第10節 ケーブル配線
 - ①-11 第11節 架空配線
 - ①-12 第12節 地中配線
 - ①-13 第13節 接地
 - ①-14 第14節 電灯設備
 - ①-15 第15節 動力設備
 - ①-16 第16節 電熱設備
 - ①-17 第17節 雷保護設備

- ②第3編 受変電設備工事 第2章 施工
 - ②-1 第1節 据付け
 - ②-2 施工計画書
 - ②-3 配線
- ③第4編 動力貯蔵設備工事 第3章 施工
 - ③-1 据付け
 - ③-2 配管
- ④第5編 発電設備工事 第2章 施工
 - ④-1 ディーゼル発電設備、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備及びマイクロガスタービン発電設備の据付け
 - ④-2 燃料電池発電設備の据付け
 - ④-3 熱併給発電設備(コージェネレーション設備)の据付け
 - ④-4 太陽光発電設備の据付け
 - ④-5 風力発電設備の据付け
 - ④-6 小出力発電設備の据付け

6. 機械設備工事施工計画書作成要領

I. 施工計画書の作成要領と留意点

1. 施工計画

- (1) 受注者としての基本方針
- (2) 設計趣旨と要求品質
- (3) 設計図書（設計図・仕様書等）の検討
- (4) 機械設備工事における「要求品質」と品質確保

2. 総合施工計画書

- (1) 総合施工計画書に記載する区分、区分に記載する項目(案)

3. 工種別の施工計画書

- (1) 工種別の施工計画書に記載する区分、区分に記載する項目(案)

7. 電気設備工事施工計画書作成要領

I. 施工計画書の作成要領と留意点

1. 施工計画

- (1) 受注者としての基本方針
- (2) 設計趣旨と要求品質
- (3) 設計図書（設計図・仕様書等）の検討
- (4) 電機設備工事における「要求品質」と品質確保

2. 総合施工計画書

- (1) 施工計画書に記載する区分、区分に記載する項目(案)

3. 工種別の施工計画書

- (1) 工種別の施工計画書に記載する区分、区分に記載する項目